

## 富士吉田市農業委員会 令和8年9月定例総会議事録

1 招集期日 令和8年9月28日（月）

2 招集場所 本庁舎3階 大会議室

3 出席委員（13名）

会長 渡邊 孝治（第6番）

|      |        |      |       |      |        |
|------|--------|------|-------|------|--------|
| 第1番  | 佐藤 万吉  | 第2番  | 小俣 俊子 | 第3番  | 藤井 與三郎 |
| 第4番  | 遠山 克二  | 第5番  | 羽田 善行 | 第7番  | 渡辺 雅春  |
| 第8番  | 遠山 まさの | 第9番  | 宮下 師貴 | 第10番 | 權正 常夫  |
| 第11番 | 梶原 久   | 第12番 | 勝俣 道明 | 第14番 | 志村 金三  |

また、出席した農地利用最適化推進委員は5名であり次のとおりである。

小俣 創、眞田眞喜雄、羽田 隆、桑原 泰男、舟久保詔人

4 欠席委員

第13番 滝口 倉一

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

第六 議案第4号 農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について

第七 議案第5号 非農地通知交付申請について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 小野新治

事務局次長 瀧口昇

会計年度任用職員 網倉郷美

7 開議 午後2時00分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。

ただいまから、富士吉田市農業委員会 9 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員 14 名の内、出席委員は 13 名であり、滝口倉一委員より欠席の連絡を受けております。

農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第 29 条により、各地区推進委員にも出席を求めていますので、あわせて報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第 44 条の規定により、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、第 8 番遠山まさの委員及び第 9 番宮下師貴委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後 2 時 2 分休憩）

（午後 2 時 4 分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第 2 委員会の 3 件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第1号 第2委員会の3件の朗読後】

第2委員会の受理番号3の17号、3の18号及び3の19号につきましては、譲受人が営農を開始するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

（調査票に基づき、内容の説明をした）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員長（羽田 善行 君）

第2委員会から報告いたします。9月18日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号3の17号の申請地は、シャンブルの南約70mに位置しております。申請地では、たまねぎ、ジャガイモ等を栽培するそうです。この権利移動については、許可相当と考えます。

次に、受理番号3の18号の申請地は、市立明見コミュニティセンターの北西約200mに位置しております。申請地では、トマト、なす等を栽培するそうです。この権利移動については、許可相当と考えます。

次に、受理番号3の19号の申請地は、市立明見コミュニティセンターの北西約200mに位置しております。申請地では、水稻を栽培するそうです。この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

受理番号3の18号と3の19号の土地の面積が小さいものがあるがどのようになっているのか。

○ 事務局

東電の高圧線が上を通っており地役権が設定されているもので、それぞれ1枚の畑と田になっています。

○ 議長（会長）

ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の3件について採決いたします。第2委

員会の3件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第3委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第1号 第3委員会の1件の朗読後】

第3委員会の受理番号3の16号につきましては、譲受人が営農を開始するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

（調査票に基づき、内容の説明をした）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡辺 雅春 君）

第3委員会から報告いたします。9月18日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号3の16号の申請地は、竜ヶ丘会館の南東約80mに位置しております。申請地では、大根、ジャガイモ等季節の野菜を栽培するそうです。この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号の農地法第3条許可申請の4件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第四、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第1委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第2号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の36号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅敷地の一部として利用するものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（遠山 克二君）

第1委員会から報告いたします。9月18日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の36号の申請地は、西原南公園の東約200mに位置しております。始末書によりますと、農地法を理解していなかった父が、許可を得ず、昭和43年に住宅を建築してしまい、現在も住宅の一部として使用しており、相続手続きで農地のままであることが発覚したそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第3委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第2号 第3委員会の1件の朗読後】

第3委員会の受理番号5の38号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、貸駐車場用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡辺 雅春 君）

第3委員会から報告いたします。9月18日に、地区委員と事務局で申請のあった現

地を確認しました。受理番号5の38号の申請地は、竜が丘会館の南東約80mに位置しており、露天駐車場とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

なお、日程第五、議案第3号の「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、受理番号14の1号の申請により、許可後の事業計画に変更を生ずるものであるため、こちらで一緒にご審議いただきます。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第3号 第4委員会の1件及び議案第2号 第4委員会の1件朗読後】

受理番号14の1号につきましては、昨年、夫婦連名（共有名義）で5条申請の許可後、離婚となってしまった件です。共有名義で所有権移転を行ったが、住宅建設計画中に婚姻関係の破綻（離婚）となった。共有名義の1名で転用事業を行うことは、2名が転用事業者である許可内容と相違が生じることにより、事業の継続が困難であることから、県に相談したところ「許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められる」に当たると判断されるということです。よって、承継の計画変更により、変更申請が提出されたものです。

続きまして、第4委員会の受理番号5の40号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途指定地域外の第2種農地ではありますが、住宅などが連坦しているエリアであります。

以上により、許可相当と考えられますので、併せて、ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（宮下 師貴 君）

第4委員会から報告いたします。9月18日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の40号の申請地は、桑原重機（株）の西約70mに位置しており、一般個人住宅とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の5条許可申請の1件、及び事業計画変更申請の1件について採決いたします。第4委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第5委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第2号 第5委員会の1件の朗読後】

第5委員会の受理番号5の39号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、駐車場用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。9月18日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の39号の申請地は、市立明見小学校の東約200mに位置しており、露天駐車場とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第6委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第 2 号 第 6 委員会の 1 件の朗読後】

第 6 委員会の受理番号 5 の 37 号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、資材置場用地とするものです。用途指定地域外の第 2 種農地ではありますが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第 6 委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第 6 委員会委員（志村 金三 君）

第 6 委員会から報告いたします。9 月 18 日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号 5 の 37 号の申請地は、富士急行線寿駅の北約 60m に位置しており、露天資材置場とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第 6 委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。  
（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第 6 委員会の 1 件について採決いたします。第 6 委員会の 1 件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。  
よって、議案第 2 号の農地法第 5 条許可申請の 5 件及び議案第 3 号の事業計画変更申請の 1 件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。  
次に、日程第六、議案第 4 号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

本件につきまして、農業委員会は「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項」の規定により山梨県農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請できることとなっております。  
今回の案件は、4 件です。筆数累計は 5 筆、面積合計は 2,464 m<sup>2</sup>です。4 件とも新規に利用する案件です。詳細につきましては、資料をご覧いただきたいと思います。  
本件はいずれも、借受人は「全部効率利用要件、並びに農業関係法令の遵守状況」を満たしており、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請す

ることの承認について、適当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、新規に利用する分で、認定農業者案件でないものについて、地区担当の委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会推進委員（桑原 泰男 君）

受理番号2、3及び4について、第4委員会から報告いたします。

9月18日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。該当農地は、富士実装（株）の東約90mに位置しており、苗木を栽培する予定です。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に適当であると考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただ今の事務局説明について、第4委員会の推進委員からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第七、議案第5号、「非農地通知交付申請について」を議題といたします。

第3委員会の1件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第5号 第3委員会の1件の朗読後】

第3委員会の受理番号21の10号は、申請地が非農地であることを確認したので、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 雅春 君）

第3委員会から報告いたします。9月18日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号21の10号の申請地は、魚吉会館の北約250mに位置しております。現地は広葉樹等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であるため、通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり通知することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号の非農地通知交付申請の1件は原案の通り通知することに決定いたしました。

以上で、令和8年9月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

（農林課から、城山東地区についての連絡あり）

（事務局から、環境フェスティバル、視察研修、農地等の利用状況についての連絡あり）

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会9月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

閉会 午後3時33分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和8年9月28日

富士吉田市農業委員会

会長（議長）

渡邊 孝治

委 員

遠山 まさの

委 員

宮下 師貴